



JICA (PC) 第3-04001号

平成 20 年 3 月 10 日

環境社会配慮審査会

委員長 村山 武彦 殿

独立行政法人 国際協力機構

理事 黒木 雅文



環境社会配慮審査会への諮問について

JICA 環境社会配慮ガイドライン 2.4 の規定に基づき下記事項につき諮問いたします。

記

1. 件名

諮問第 10 号

「マケドニア国スコピエ下水道改善計画調査」

2. 諮問事項

スコーピング案

以 上

平成 20 年 5 月 21 日

独立行政法人国際協力機構
理事 黒木 雅文 殿

環境社会配慮審査会
委員長 村山 武彦

諮問第 10 号に対する答申について

JICA 環境社会配慮ガイドライン 2.4 の規定に基づき、諮問第 10 号「マケドニア国スコピエ下水
水道改善計画調査」におけるスコーピング案について、別紙のとおり答申いたします。

答申内容を協力事業に反映するよう、お取り計らいください。

以 上

(各処理区の検討)

1. F/S 対象地以外の Saraj、North Gorce Petrov、Dracevo 地区の下水道計画について環境面の評価も記載すべきである。

(バルダル川の汚濁解析)

2. 環境保全上から総汚濁負荷量を安全側に見積もることにより、施設規模等が過大にならないよう留意すべきである。
3. プロジェクト目標を考えたときに、EU 側の政策及びハード面、ソフト面の協力を合わせると汚濁負荷量をどの程度の削減することが可能で妥当なのか、数値目標、意思決定時期を含め説明すべきである。

(工場排水と汚泥に含有する有害物質の処理)

4. IPPC 制度の枠組みの中で、事業者が各工場から出される排水の処理を適切に実施し、水質管理を遵守する保証がない限り、下水処理場に有害物質が流入しないと断定することは適当でないことから、関連の記載を修正すべきである。

また、次の点を確認するとともに、適切な排水処理の実施に向けた支援策を検討すべきである。

- ①対象となる工場の排水処理ならびにそれに伴う有害物質の処理体制
- ②汚泥の再利用の適否を確認するプロセス・体制
- ③工場排水の処理の結果生じる可能性のある有害廃棄物の処分にかかるマケドニア国の計画

(計画処理場の位置)

5. 処理場の位置については代替案の検討を含めた適地性の検討が必要であり、その検討結果について報告書に記載すべきである。

(影響評価及び緩和策)

6. 正の影響の記述について、「栄養が豊富な処理水と汚泥を灌漑に利用することが出来る」は、処理水、汚泥中に重金属や有害物質が混入しないことを前提とするため、記載を変更すべきである。
7. 「雇用の増加」、「経済成長」を「正の影響」とすることの妥当性について、再度検討する必要がある。
8. With/Without プロジェクトの環境影響（表 4.4）について、保護区域、水質汚染、土地・資源利用の評価を確認、修正する必要がある。
9. Trubarevo 地区の保護地区への影響が小さいと判断した結果について、MAFWE やスコピエ大学との関係者との会議等を通じ、慎重に検討すべきである。

10. 処理場運営時の悪臭について、個人的な感度の差、季節、気候を勘案し、具体的な回避・低減策を講じるとともに、運営開始後も長期的にモニタリングし、適切な対応がとれるようにしておくことが望ましい。
11. 環境評価の結果の記載について、環境影響及び緩和策の表に水質汚染欄を設けるべきである。また同欄の緩和策で、工場排水を下水道に取り込む場合の重金属や有害物質を含む排水の取り扱いの基本方針を述べるべきである。
12. 公害/水質汚染について、運営時にマイナス・インパクトが発生することを記し、廃棄物の記述と符合させるべきである。

(ベースラインデータの収集)

13. ベースラインデータの収集については、表流水のみでなく地下水のほか、産業構造の動向を踏まえながら重金属等の有害物質も対象にする必要がある。

(EIA 調査の TOR)

14. EIA 調査結果については調査項目、目標数値（環境基準等）、調査地点、調査日時、測定方法（検出限界を含む）、測定結果等の技術的事項については一覧表を作成して説明すべきである。
15. IPPC 制度の実効性確保が重要になると思われるが、調査の範囲を超える事項として対象外であるにしても、モニタリングを通じ把握することが望ましい。
16. 汚水管の状況について、管の状況や合流部分の割合など、排水ネットワークの状況についても把握することが望ましい。

(F/S のステークホルダー協議ならびに啓蒙活動)

17. ステークホルダー協議において、汚濁負荷削減の数値目標に関する合意シナリオが F/S に含まれているか説明することが望ましい。
18. ステークホルダー協議を通じて、処理場に排水する工場関係者の積極的な取り込みを促すことが望ましい。
19. 川の水質汚染対策の一つとして、下水処理場の必要となる理由、環境への寄与、効果の促進方法等について理解を深める普及啓発・環境教育を働きかけることが望ましい。

(レポートの構成)

20. 資料の構成順序、記載内容の重複・整合性について可能な限り整理することが望ましい。